

様式3（審査基準）

法令名	私立学校法（昭和24年法律第270号）
根拠条項	第45条第1項
申請に対する許認可等の概要	学校法人の寄附行為の変更の認可
審査基準	<p>I 学校法人が学校（知事所轄の学校に限る。以下同じ。）を設置する場合（課程、学科又は部を設置する場合を含む。）に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。</p> <p>なお、学校法人は、この審査基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</p> <p>1 施設及び設備</p> <p>(1) 施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、施設又は設備の一部について、この限りでないこと。</p> <p>(2) 校地は、開設時まで教育上支障のないよう整備されるものであること。また、校地は、申請時において申請者名義の所有権又は借地権の登記がなされていなければならないこと。</p> <p>(3) 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。</p> <p>(4) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。</p> <p>(5) 申請時において、施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源として、設置経費に相当する額の寄附金、積立金、資産売却収入等原則として学校法人の負債とされない収入（以下「寄附金等」という。）を収納していること。なお、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金など、設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。</p> <p>(6) 設置経費の財源として、既設校の生徒納付金から繰り入れる場合には、原則として毎年度の生徒納付金総額の15%以内の金額に限るものとする。</p> <p>(7) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。</p>
基準変更日	平成30年2月27日

様式3（審査基準）

<p>法令名</p>	<p>私立学校法（昭和24年法律第270号）</p>
<p>根拠条項</p>	<p>第45条第1項</p>
<p>申請に対する 許認可等の概要</p>	<p>学校法人の寄附行為の変更の認可</p>
<p>審査基準</p>	<p>(8) 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄付金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。</p> <p>2 経営に必要な財産について</p> <p>(1) 学校の経常経費は、当該学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。</p> <p>(2) 設置経費の財源としての寄附金等のほか、申請時において、学校の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金等が収納されていること。なお、この場合において上記1の(6)及び(7)を準用すること。</p> <p>(3) 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、借入金を充てるものでないこと。</p> <p>3 既設校の運営状況等</p> <p>(1) 既設の学校の在籍生徒数が収容定員を著しく超過していないこと。</p> <p>(2) 既設の学校の在籍生徒数が原則として収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。</p> <p>(3) 既設の学校のうち完成年度を超えていないものがある場合、当該未完成の学校の設置に係る認可の際の設立計画が確実に履行されていること。</p> <p>(4) 学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。</p> <p>① 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況</p> <p>② 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無</p> <p>③ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還（利息、</p>
<p>基準変更日</p>	<p>平成30年2月27日</p>

様式3（審査基準）

<p>法令名</p>	<p>私立学校法（昭和24年法律第270号）</p>
<p>根拠条項</p>	<p>第45条第1項</p>
<p>申請に対する 許認可等の概要</p>	<p>学校法人の寄附行為の変更の認可</p>
<p>審査基準</p>	<p>延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付の状況</p> <p>(5) 学校法人の負債について、償還が適正に行われており、かつ適正な償還計画が確立されていること。具体的には、総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が3分の1以下であり、かつ、負債に係る償還計画において、各年度の償還額が原則として当該年度の帰属収入の20%を上回らないものであり、適正と認められるものでなければならないこと。</p> <p>II 学校法人が専修学校を設置する場合（高等課程、専門課程又は一般課程を設置する場合を含む。）及び専修学校の目的を変更する場合並びに各種学校を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、Iの基準を準用する。この場合において、当該基準中「(1) 施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、施設又は設備の一部について、この限りでないこと。」とあるのは、</p> <p>「(1) 校地及び校舎は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当し、かつ教育上支障がないと認められる場合は、この限りでないこと。</p> <p>ア 国又は地方公共団体から借用するとき。</p> <p>イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合で、借用期間が20年以上の公正証書による賃貸借契約が締結され、永続的かつ安定的な利用が可能であるとき。</p> <p>(1)の2 前号の校地の借用については、借地権が登記されることを条件とすること。ただし、国又は地方公共団体からの借用については、この限りでないこと。</p> <p>(1)の3 設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別な事由があり、かつ教育上支障がないと認められる場合は、この限りでないこと。」</p> <p>と読み替えるものとする。</p>
<p>基準変更日</p>	<p>平成30年2月27日</p>